



の が き 野垣あきこ

子ども・くらし・平和



2024年8月7日 No.193

連絡先 090-9293-8710 ご相談もどうぞ!

核兵器・戦争はNO!

「すぎなみピースフォーラム」を見学に行ってきました!

8月2日〜4日に産業商工会館で開催された「すぎなみピースフォーラム」を見学してきました。主催は同実行委員会、杉並区と区教育委員会が後援。毎年夏に開催されている平和のための展示です。杉並から始まった原水禁運動など 市民による展示会



武田美通氏の鉄の造形

会場に入るとすぐに目に入るのが、武田美通氏の鉄の造形「帰還兵が問う」です。氏の作品はこの間各地で話題になっており、ぜひ観てみたいと思っておりました。錆びた鉄でできた兵士の姿をした骸骨が、見学者に強烈なインパクトを与えます。

杉並発祥の原水禁署名運動

杉並から始まった原水禁禁止署名運動もしっかり取り上げられています。1954年のビキニ水爆実験から原水禁大会の開催に至るまでの経過の他、実際の署名用紙や署名協力の店ステッカーなどが展示されており、

当時の区内での立場を超えた運動の熱気や広がりを感じさせるものでした。

ヒロシマ・ナガサキの悲惨さ

「原爆と人間」のコーナーでは、ヒロシマ、ナガサキの原爆の悲惨さを伝えるパネルとともに、高校生が描いた原爆画も展示されていました。2007年から広島の高校生と証言者等が、被爆者の記憶に残る光景を共同で作しているもので、広島の平和記念資料館にも展示されています。

作品としての価値とともに、戦争や被爆体験の継承が求められている今、本当に大切な取り組みだと感じました。

杉並の女性平和川柳の群像

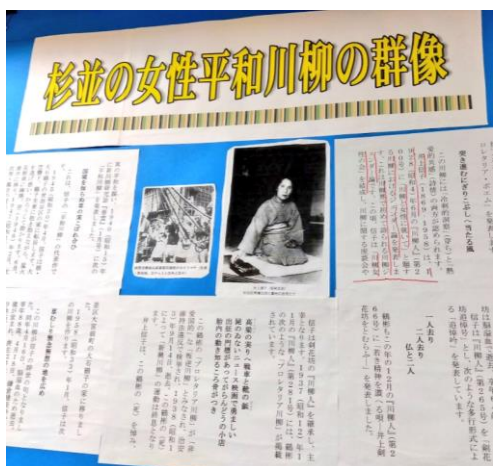
興味深いのは杉並の女性平和川柳のコーナーでした。馬橋に住んだ反戦川柳作家の鶴彬はもちろん、井上剣花房・信子夫妻の活動や、当時の女性たちが詠んだ人間性や生活感溢れる川柳作品やその背景が紹介されています。

「当時の川柳界は男性ばかりでしたが、今は女性の方が多いですよ。」など、ボランティアガイドの平さんが詳しく説明してくれました。

戦場化が進む沖縄やイスラエル・パレスチナ問題、6月に開催された若者憲法集会など現在の状況も紹介されました。

市民による展示の魅力

私は毎年ピースフォーラムを見学していますが、情勢を受けて新たな展示があることや、市民による実行委員会形式の開催なので、様々な平和運動も紹介されているのが魅力だと思います。この日は土建杉並支部青年部のメンバーや中高生らも訪れて見学し、説明に耳を傾けていました。



あなたの賃金は大丈夫？

最賃や労働条件の徹底のため 公契約条例周知カードを普及

あなたの賃金を確認してください！
Please check your wages!

この仕事に従事する方の賃金には、杉並区公契約条例で区独自の最低賃金である「労働報酬下限額」が定められています。

★令和6年度労働報酬下限額
工事：東京都の公共工事設計労務単価の90%
(例：とび工は1時間当たり3,510円)
(見習い・手元等は1時間当たり1,540円) 表面もご覧ください



区内の公共事業の現場や職場などで配られる「公契約条例周知カード」。

▲上は工事関係。▼下は委託・指定管理。

あなたの賃金を確認してください！
Please check your wages!

この仕事に従事する方の賃金には、杉並区公契約条例で区独自の最低賃金である「労働報酬下限額」が定められています。

★令和6年度労働報酬下限額
委託・指定管理協定
：1時間当たり1,231円 表面もご覧ください



工事関係の職種ごとの労働報酬下限額を示した「公契約条例周知ポスター」はこちら▶



杉並区では、公共事業に従事する労働者等の最低賃金や労働条件確保のため、2020年に公契約条例を制定しています。

杉並区最賃や労働条件を徹底する周知カードを普及

日本では賃金や年金が上がらないもと、7月の都知事選でも「公契約条例」は連舫候補の目玉政策にもなりました。

公共事業で働く人の最低賃金を条例で制定することで、民間労働者への普及や公共事業・サービスの品質確保、地域経済の活性化などを目指すものです。

「労働報酬下限額」を設定

労働報酬下限額とは、公契約の受注者が労働者に対して支払わなければならない賃金の下限と

なる時給額です。

最低賃金は毎年、都道府県ごとに決められており、東京都は1,113円。全国で一番高い設定です。しかし、最低賃金でも生活が成り立たないというのが現実です。杉並区の公契約条例で定める今年の労働報酬下限額は、委託・指定管理で1,231円。工事関係では都の公共工事設計労務単価の90%とし、職種別に設定されています。

区は受注者に向け、周知ポス

疑義の場合は区がチェック

労働者から、賃金が労働報酬下限額を下回っているなどの申し出があった場合、区は必要に応じて受注者に対して賃金の支払いに関する報告を要求したり、立入調査をすることができま

みなさんの周りでも区の委託や公共事業などで働く方がいれば、賃金が労働報酬下限額を下回っていないか、確認してみてください。


弁護士による法律相談

毎週 水・金曜 2～4時半

会場 日本共産党杉並地区委員会
高円寺南3-30-12


電話 03-3314-5551

※予約は必要ありません。
当日現地で先着順です。



あきづきの部屋

被爆者団体の光友会や市民が「杉並にも平和資料館を」と要望し、私も議会で取り上げたことがあります。杉並区の持つこれらの平和の財産をもっと積極的に活かせたらと感じました。



区役所に行く用事があり、2階のギャラリーで「平和展」を少しだけ見学。今年は「ビキニ環礁で起きたこと」がテーマでした。

ビキニ水爆実験で被災した第五福龍丸。帰港後の乗組員の状況や当時のマグロの放射線測定に使われたガイガーカウンターなども見る事ができました。

同じく被害に遭ったマーシャル諸島の実態、区政施行90周年の際の原水爆禁止署名運動パネルなど、思いの外詳しい展示が。